

佐倉市防災アセスメント調査等業務委託
提案評価基準

佐倉市
危機管理部危機管理課

1 目的

この基準は、佐倉市防災アセスメント調査等業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて、提案者からの提案内容を総合的に評価し、佐倉市にとって最も有利となる者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 契約候補者及び次点候補者の選定方法

提案者が提出した企画提案書や、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、限度額以内での見積金額で提案した者のうち、「佐倉市防災アセスメント調査等業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が、「3.評価方法」に定める方法に基づき評価し、最高得点となった者を契約候補者、第2位の得点となった者を次点候補者として、それぞれ1者選定する。

審査は2段階で行い、1次審査は書類審査、2次審査はプレゼンテーション及びヒアリングによる審査とする。なお、1次審査及び2次審査の評価項目は同一とし、2次審査時の採点は、1次審査の採点結果を踏まえて総合的に評価する。

提案者の数が4者以上となった場合は、1次審査において上位3位以内に入った者のみ、2次審査の対象とする。

ただし、提案者の数が3者以下となった場合は、1次審査を省略し、全ての評価項目を一括してプレゼンテーション及びヒアリングによる審査時に行うこととする。

また、1次審査及び2次審査のいずれかの場合でも、審査の結果、総評価点が提案評価基準の全体の6割に満たない場合、その時点で失格とする。

なお、提案者が1者であっても、選定方法は変更しないものとする。

（1）1次審査（書類審査）

1次審査は、提出書類を用いて、参加資格等の諸条件を満たすかどうかや、企画提案書の内容について審査を行うものとする。

順位は、同一得点となった者が複数となった場合には、見積金額がより安価である者を上位とする。また、見積金額も同額であり、上位3位以内に入るものが複数となった場合は、その全ての者を2次審査の対象とするものとする。

(2) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

2次審査は、1次審査の上位3者を対象に、選定委員会の各委員が提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、1次審査の採点結果を踏まえて評価を行う。

順位は、同一得点となった者が複数となった場合には、見積金額がより安価である者を上位とする。また、見積金額も同額である場合には、くじ引きにより決定する。

3 評価方法

1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）共に、選定委員会の委員は、別表「佐倉市防災アセスメント調査等業務委託評価基準表」に基づき、提案者ごとに評価点を算出し、各委員の評価点の合計を、委員の数で除した数値を総評価点とする。

なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

別表 「佐倉市防災アセスメント調査等業務委託 評価基準表」

評価項目		判断基準	点数配分	配点
企業について	公的資格の取得状況	社会的な信頼度、企業としての品質及び環境への配慮及び情報セキュリティ体制が確立されているか。 【公的資格】 ①ISO9001を契約部署及び管理技術者在籍部署で得ていること。 ②ISO14001を契約部署及び管理技術者在籍部署で得ていること。 ③ISO27001を契約部署及び管理技術者在籍部署で得ていること。 ④プライバシーマークを取得していること。	下記①②③の公的資格を、契約部署もしくは管理技術者在籍部署で取得している場合は各1点とし、すべて満たしていたら3点。 ①②③のうち、いずれか1つでも契約部署と管理技術者在籍部署の両方で取得していれば、追加で1点。 ④を企業で取得していれば、追加で1点。	5
	業務実績	地域精進度及び同種業務実績があるか。 平成27年4月1日から令和7年3月31日の間に、官公庁が発注した以下の2業務の両方を実施した実績（最大5件）を評価対象とする。 ・地域防災計画の作成（修正・改訂等を含む） ・防災アセスメント調査業務 両業務を同一契約または異なる契約で実施していれば、1件の実績として評価する。 ※例：同一自治体で令和4年度に防災計画、令和5年度にアセスメント調査を別契約で実施した場合や、異なる自治体でそれぞれの業務を実施し、両業務の組み合わせが成立している場合も、それぞれ1件として評価対象となる。 同一自治体における実績は、契約形態や実施時期にかかわらず1件のみ評価対象とし、複数件あっても追加評価は行わない。 実績数に応じて最大5点を付与する。 両業務の実績件数（※最大5件） 1件につき1点加算（最大5点） 加算は以下のとおり（いずれか一方についてのみ加算する） ・千葉県内官公庁での実績が1件以上ある場合：加算2点 ・千葉県内実績がない場合で、他都道府県または政令指定都市での実績がある場合：加算1点 ※加算対象は、いずれも両業務の実施を条件とする。千葉県内官公庁には県および県内市町村を含むが、両業務の組み合わせが成立していない場合は加算対象外とする。他都道府県・政令指定都市も同様とする。 なお、別の自治体で両業務を実施している場合も上記の加算条件に該当する。 片方の業務のみの実績は評価対象外とする（0点）。		7
業務従事者について	技術者の資格及び実績	管理技術者の資格及び実績	■ 技術者資格（最大5点） 本業務に従事する管理技術者について、以下の資格の保有数に応じて加算する。同一管理技術者による複数資格も加算対象とする。 保有資格数 0件：0点 保有資格数 1件：1点 保有資格数 2件：2点 保有資格数 3件以上：3点（満点） 【対象資格】 ・技術士 建設-河川、砂防及び海岸・海洋 ・技術士 建設-都市及び地方計画 ・技術士 応用理学-地質 ・技術士 応用理学-地球物理及び地球科学 ・RCCM 河川、砂防及び海岸・海洋 ・RCCM 都市計画及び地方計画 ・RCCM 地質 ・RCCM 土質及び基礎 なお、技術士資格を保有している場合は2点を加算する。 ■ 業務実績（最大5点） 以下のすべての条件を満たす場合に限り、加算対象とする。 1. 上記の対象資格を1件以上保有している管理技術者が、対象実績を元請けとして受注・完了していること。 ※管理技術者が複数いる場合でも、資格保有者本人に該当実績がない場合は加算されない。 2. 【対象実績】 平成27年4月1日から令和7年3月31日の間に、官公庁が発注した地域防災計画の作成（修正・改訂等含む）業務または防災アセスメント調査業務を、元請けとして受注・完了した実績。 ※同一自治体は1件のみ有効。両業務を同一自治体で同じ契約として実施したものも、1件としてみなす。 0～1件：1点 2～4件：2点 5件以上：3点 上記実績のうち、千葉県内での実績がある場合は2点、他都道府県、政令指定都市での実績がある場合は1点を加算する。	10
		照査技術者の資格及び実績	■ 技術者資格（最大5点） 本業務に従事する照査技術者について、以下の資格の保有数に応じて加算する。同一照査技術者による複数資格も加算対象とする。 保有資格数 0件：0点 保有資格数 1件：1点 保有資格数 2件：2点 保有資格数 3件以上：3点（満点） 【対象資格】 ・技術士 建設-河川、砂防及び海岸・海洋 ・技術士 建設-都市及び地方計画 ・技術士 応用理学-地質 ・技術士 応用理学-地球物理及び地球科学 ・RCCM 河川、砂防及び海岸・海洋 ・RCCM 都市計画及び地方計画 ・RCCM 地質 ・RCCM 土質及び基礎 なお、技術士資格を保有している場合は2点を加算する。 ■ 業務実績（最大5点） 以下のすべての条件を満たす場合に限り、加算対象とする。 1. 上記の対象資格を1件以上保有している照査技術者が、対象実績を元請けとして受注・完了していること。 ※照査技術者が複数いる場合でも、資格保有者本人に該当実績がない場合は加算されない。 2. 【対象実績】 平成27年4月1日から令和7年3月31日の間に、官公庁が発注した地域防災計画の作成（修正・改訂等含む）業務または防災アセスメント調査業務を、元請けとして受注・完了した実績。 ※同一自治体は1件のみ有効。両業務を同一自治体で同じ契約として実施したものも、1件としてみなす。 0～1件：1点 2～4件：2点 5件以上：3点 上記実績のうち、千葉県内での実績がある場合は2点、他都道府県、政令指定都市での実績がある場合は1点を加算する。	10
		担当技術者の資格及び実績	■ 技術者資格（最大5点） 本業務に従事する担当技術者について、以下の資格の保有数に応じて加算する。同一担当技術者による複数資格も加算対象とする。 保有資格数 0件：0点 保有資格数 1件：1点 保有資格数 2件：2点 保有資格数 3件以上：3点（満点） 【対象資格】 ・技術士 建設-河川、砂防及び海岸・海洋 ・技術士 建設-都市及び地方計画 ・技術士 応用理学-地質 ・技術士 応用理学-地球物理及び地球科学 ・RCCM 河川、砂防及び海岸・海洋 ・RCCM 都市計画及び地方計画 ・RCCM 地質 ・RCCM 土質及び基礎 なお、技術士資格を保有している場合は2点を加算する。 ■ 業務実績（最大5点） 以下のすべての条件を満たす場合に限り、加算対象とする。 1. 上記の対象資格を1件以上保有している担当技術者が、対象実績を元請けとして受注・完了していること。 ※担当技術者が複数いる場合でも、資格保有者本人に該当実績がない場合は加算されない。 2. 【対象実績】 平成27年4月1日から令和7年3月31日の間に、官公庁が発注した地域防災計画の作成（修正・改訂等含む）業務または防災アセスメント調査業務を、元請けとして受注・完了した実績。 ※同一自治体は1件のみ有効。両業務を同一自治体で同じ契約として実施したものも、1件としてみなす。 0～1件：1点 2～4件：2点 5件以上：3点 上記実績のうち、千葉県内での実績がある場合は2点、他都道府県、政令指定都市での実績がある場合は1点を加算する。	10
		地理空間情報分野の資格	管理技術者、照査技術者及び担当技術者の全てにおいて、次の資格を1件以上保有する者がいる場合は3点。保有している者が一部のみである場合は、1件保有しているごとに1点追加（管理技術者、照査技術者及び担当技術者それぞれで上限2点まで。同一技術者による複数資格も加算対象とする。） ・空間情報総括監理技術者 ・GIS上級技術者	3

業務実施体制	業務実施方針	本市の現状、国・県の動向、社会情勢等を踏まえた業務実施方針になっているか。	優れている (6~7)	標準的 (3~5)	劣っている (0~2)	7
	業務体制	業務経験・知見を活かすとともに円滑に業務を進めるための実施体制になっているか。	優れている (4~5)	標準的 (2~3)	劣っている (0~1)	5
	業務工程	具体性があり、無理のない業務工程になっているか。	優れている (4~5)	標準的 (2~3)	劣っている (0~1)	5
仕様書に基づく業務提案内容	資料収集・整理（仕様書第2章4）	業務で必要となる資料を整理するとともに、滞りなく収集するための方法を提案しているか。	優れている (4~5)	標準的 (2~3)	劣っている (0~1)	5
	防災アセスメント調査（仕様書第2章5）	地盤情報の整理や想定地震の設定に対する提案がされているか。	優れている (7~8)	標準的 (3~6)	劣っている (0~2)	8
		地震被害の予測に対する提案がされているか。	優れている (7~8)	標準的 (3~6)	劣っている (0~2)	8
		風水害被害想定に対する提案がされているか。	優れている (8~10)	標準的 (4~7)	劣っている (0~3)	10
	地区別防災カルテの作成（仕様書第2章6）	地区別防災カルテの作成及び防災上の課題に対する提案がされているか。	優れている (7~8)	標準的 (3~6)	劣っている (0~2)	8
	地域防災計画の改訂（仕様書第2章7）	資料の収集、整理に対する提案がされているか。	優れている (4~5)	標準的 (2~3)	劣っている (0~1)	5
		地域防災計画の改訂における課題の整理に対する提案がされているか。	優れている (7~8)	標準的 (3~6)	劣っている (0~2)	8
		地域防災計画（素案）の作成に対する提案がされているか。	優れている (7~8)	標準的 (3~6)	劣っている (0~2)	8
		地域防災計画（改訂案）の作成に対する提案がされているか。	優れている (7~8)	標準的 (3~6)	劣っている (0~2)	8

仕様書に基づく業務提案内容	独自の取組・追加提案・本市へのメリット等	防災アセスメント調査及び地域防災計画の改訂に関連する独自の取組に関する提案や、佐倉市にとって有益な提案がされているか。	優れている (22～30)	標準的 (9～21)	劣っている (0～8)	30
		説明のわかりやすさ及び質問に対する明確な応答ができているか。	優れている (4～5)	標準的 (2～3)	劣っている (0～1)	5
		業務に対する熱意、積極性、取組意欲があるか。	優れている (4～5)	標準的 (2～3)	劣っている (0～1)	5
見積額	10×最も安価な事業者の見積額／当該事業者の見積額（小数点以下切捨て）					10